

## 第24号議案

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

加東市長 安田正義

### 加東市条例第 号

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 加東市福祉医療費助成に関する条例（平成18年加東市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条第25号中「並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削り、「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項」を「同条第4項」に改め、「金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」を「場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、「総所得金額と」の右に「し、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものと」を加え、同条第26号中「規定する合計所得金額（」の右に「所得税法第28条第1項に規

定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、」を加え、「」をいい、その額を「とする。）をいい、当該合計所得金額」に改める。

附則第6項を削り、附則第7項を附則第6項とし、附則第8項を附則第7項とし、附則第9項を附則第8項とし、附則第10項中「第8項」を「第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

（加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正）

第2条 加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例（平成18年加東市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削り、「規定する合計所得金額（」の右に「所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、」を加え、「」をいい、その額」を「とする。）をいい、当該合計所得金額」に改める。

附則第5項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の加東市福祉医療費助成に関する条例第2条第25号及び第26号の規定並びに第2条の規定による改正後の加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例第2条第3号の規定は、令和3年7月1日以後に受けた医療に係る福祉医療費又は高齢重度障害者医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費又は高齢重度障害者医療費の支給については、なお従前の例による。

## 第 2 4 号議案 要旨

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正（要旨）

### 1 改正理由

福祉医療制度が準拠する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）の一部が改正され、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）において、未婚のひとり親に対する控除が新設されたこと及び個人所得課税の見直しが行われたことにより、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

#### (1) 加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

ア 寡婦（夫）控除のみなし適用に係る規定を削ること。（第 2 条及び附則第 6 項）

イ 給与所得控除額、公的年金等控除額を 1 0 万円引き下げるとともに、基礎控除額を 1 0 万円引き上げること。（第 2 条）

#### (2) 加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

ア 寡婦（夫）控除のみなし適用に係る規定を削ること。（第 2 条及び附則第 5 項）

イ 給与所得控除額、公的年金等控除額を 1 0 万円引き下げるとともに、基礎控除額を 1 0 万円引き上げること。（第 2 条）

### 3 施行期日 公布の日

### 4 経過措置 令和 3 年 7 月 1 日以後の認定及び支給に係る部分から適用する。



い者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父  
となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み  
替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村  
民税が課されないこととなる者を含むものとする。以下「市  
町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属す  
る世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行  
われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税  
に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林  
所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条  
第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第  
2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、所  
得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第  
1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中「次の  
各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が7  
0万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」  
として同項の規定を適用して算定した総所得金額と  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_する。）  
並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者を  
いう。

(26) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_を含むものとする。以下「市  
町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属す  
る世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行  
われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税  
に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林  
所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条  
第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第  
2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同  
条第4項  
\_\_\_\_\_中「次の  
各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額  
\_\_\_\_\_」とあるのは「80万円」  
として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得  
金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれてい  
る場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規  
定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当  
該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）  
並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者を  
いう。

(26) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属

する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（

---

---

---

---

---

\_\_\_\_\_所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)をいい、その額\_\_\_\_\_が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。

附 則

(市町村民税の所得割の額の算定に関する特例)

4・5 (略)

6 第3条第2項第2号から第4号までに規定する市町村民税の所得割の額については、同項第2号から第4号までに規定す

する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。

附 則

(市町村民税の所得割の額の算定に関する特例)

4・5 (略)

る者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとし、読み替えた場合に所得割非課税者であるときは、所得割の額を零として算定するものとする。

（高齢期移行者に係る助成の特例）

7 （略）

8 （略）

9 （略）

（高齢期移行者に係る助成の特例）

6 （略）

7 （略）

8 （略）

10 附則第8項に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

○加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正（第2条関係）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定による療養、保険外併用療養費に係る療養（以下「療養」という。）のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた

9 附則第7項に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定による療養、保険外併用療養費に係る療養（以下「療養」という。）のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年の前年（療養のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（

\_\_\_\_\_所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得

\_\_\_\_\_を  
含むものとする。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年の前年（療養のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得

金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額)をいい、  
その額 \_\_\_\_\_ が零を下回る場合には、零とする。)

の合計額が80万円以下であるものをいう。

(4) (略)

附 則

(市町村民税の所得割の額の算定に関する特例)

3・4 (略)

5 第3条第1項に規定する市町村民税の所得割の額について  
は、同項に規定する者が地方税法第292条第1項第11号イ  
中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者  
又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるの  
を「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をし  
ていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の  
納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離  
婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者  
で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となっ  
た男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場  
合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第  
314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第29  
2条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した  
後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令  
で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子  
であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同

金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。) を  
をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)

の合計額が80万円以下であるものをいう。

(4) (略)

附 則

(市町村民税の所得割の額の算定に関する特例)

3・4 (略)

法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額) に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとし、読み替えた場合に所得割非課税者であるときは、所得割の額を零として算定するものとする。